

令和6年4月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ネ)第3329号 国家賠償請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所令和元年(ワ)第21824号)

口頭弁論終結の日 令和6年2月14日

判 決

控訴人兼被控訴人(1審原告)

デニズ・

(DENIZ

同訴訟代理人弁護士

大 橋 毅

岡 本 翔 太

被控訴人兼控訴人(1審被告)

国

同代表者法務大臣

小 泉 龍 司

同指定代理人

久 保 田 貴 雄

安 藤 宏 弥

中 富 晶 子

上 田 博 亮

迎 雄 二

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 1審原告の控訴費用は同人の、1審被告の控訴費用は同人の各負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 1 審被告は、1 審原告に対し、1 1 1 3 万 2 8 0 5 円及びうち 1 0 7 6 万 0 8 0 5 円に対する平成 3 1 年 1 月 2 0 日から支払済みまで、うち 3 7 万 2 0 0 0 円に対する同年 2 月 5 日から支払済みまで、それぞれ年 5 分の割合による金員を支払え。

2 1 審被告

(1) 原判決中 1 審被告敗訴部分を取り消す。

(2) 上記部分に係る 1 審原告の請求を棄却する。

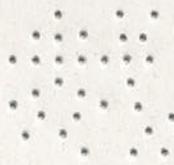
第 2 事案の概要（略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。以下同じ。）

1 本件は、東日本センターに收容されていた 1 審原告が、①入国警備官らが 1 審原告を本件居室から本件処遇室に連行し、その際 1 審原告に戒具を使用し、1 審原告に対して有形力を行使したこと、②入国警備官らが 1 審原告に隔離措置を講じたこと、③東日本センター所長が、前記①についてなされた 1 審原告の不服申出について理由があると判定したにもかかわらず、処遇規則上の必要な措置を講じなかったことが、いずれも違法であると主張して、1 審被告に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、1 1 1 3 万 2 8 0 5 円及びうち 1 0 7 6 万 0 8 0 5 円（前記①及び②の行為による損害額）に対する平成 3 1 年 1 月 2 0 日から、うち 3 7 万 2 0 0 0 円（前記③の行為による損害額）に対する同年 2 月 5 日から、各支払済みまで平成 2 9 年法律第 4 4 号による改正前民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、1 審原告の請求を、2 2 万円及びこれに対する平成 3 1 年 1 月 2 0 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を求める限度で認容し、その余を棄却したところ、1 審原告及び 1 審被告は、各敗訴部分を不服として控訴した。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」中の第 2 の 2 及び 3 並びに第 3 に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決 2 4 頁 1 8 行目の「国家賠償法上」を「国家賠償法」に改める。

第 3 当裁判所の判断



1 当裁判所も、1審原告の請求について、22万円及びこれに対する平成31年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で請求を認容し、その余を棄却すべきと判断するものであり、その理由は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第4に記載のとおりである（当審における当事者の主張に対する判断を含む。）から、これを引用する。

(1) 原判決43頁9行目の「体を前に屈め、」の次に「両手で」を加え、同行目の「原告の右腕」を「1審原告の右腕の手首付近」に、10行目の「原告の左腕」を「1審原告の左腕の手首付近」にそれぞれ改め、13行目の「しようとした。」の次に「これに対し、」を加え、14行目から15行目の「出して抵抗した。原告は」を「出し」に改める。

(2) 原判決54頁3行目の「腕」を「腕（手首付近）」に、56頁6行目の「手首を手のひらの方向に曲げる行為は、」を「証拠（乙28）によれば、入国警備官Aが1審原告を本件処遇室に連行するために同人の右手首を手のひらの方向に曲げたことが認められるが、1審原告の右足が入国警備官Aの腹部付近に当たるより前の時点でこれが行われたものとは認めるに足りず、また、同行為については、その手法が」にそれぞれ改める。

(3) 原判決57頁9行目の「腹部」の次に「付近」を、14行末尾の次に「1審原告は、本件連行の直前に、同人にパンセダンを交付できない理由及びその理由の説明を処遇室で行う理由について入国警備官らが説明を行えば、1審原告が沈静化する可能性があり、また、そのような説明をすることは容易であったから、入国警備官らはそのような説明をすべきであったと主張するが、1審原告は、認定事実(5)アないしオの本件連行に至るまでの経過を直接に体験しているのであるから、上記各理由を十分に認識していたはずであるし、上記経過における1審原告の振舞いに照らせば、入国警備官らが改めてそのような説明を試みたとしても、これにより1審原告が沈静化したものとは解されない。」を、58頁8行目、59頁17行目及び21行目の各「腹部」の次に「付近」をそれぞれ加える。

(4) 原判決60頁24行目の「蓋然性はなかったから、」の次に「戒具使用後の拘束行為の継続は」を加え、62頁22行目の「られる。」の次に行を改めて「しかしながら」を加え、同行目の「実際」を削り、26行目の「証言しており」を「証言していること」に改め、同行目の「当時の」から63頁3行目の「しかしながら、」までを削り、4行目の「大声をあげて叫んでおり」を「痛みを訴え大声をあげて叫んでいたことに照らすと」に改め、6行目の「のであって」から9行目「36頁）」までを削り、64頁4行目の「あなたち」を「あなたたち」に改める。

(5) 原判決66頁11行目から12行目にかけての「当時の客観的な状況からして、戒具を解錠しない限り」を「入国警備官Aが親指で1審原告の左顎の下の痛点を押し込んだ行為を行った時点で、1審原告は両手後の状態で第一種手錠を掛けられ、頭部や両手両足を入国警備官らに押さえられて制圧されており」に改める。

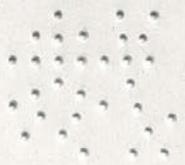
(6) 原判決75頁15行目の「上記のように」から17行目の「ないから」までを「1審原告がその右足を入国警備官Aの腹部付近に当てた行為は」に、77頁16行目の「において理由がない」を「を欠くものである」にそれぞれ改め、78頁7行目末尾に「また、1審原告は、本件看守責任者を含む入国警備官らが本件隔離措置を懲罰という言葉で表現していることから、本件隔離措置は専ら懲罰目的で実施されたものであると主張するところ、この点、証拠(乙12③)によれば、本件看守責任者が本件処遇室に到着した後、同人を含む入国警備官らが隔離措置のことを繰り返し「懲罰」と呼称しながら1審原告と話をしていたことが認められ、これらの入国警備官らの意識として処遇規則18条1項所定の隔離を被収容者への懲罰と捉えている様子がうかがえるものの、本件隔離措置については、上記のとおり隔離要領の定める隔離の必要性が認められるのであるから、懲罰とはその性格を異にするという隔離要領の定める隔離の基本的考え方と上記の入国警備官らの意識との間に若干の齟齬がみられることを踏まえても、これが主として1審原告に懲罰を与える目的によりなされていたものと認めることはできない。」を加える。

(7) 原判決78頁24行目から25行目にかけての「場合に限り」を「場合であ

って、かつ、その措置が特定の被収容者の具体的な権利を侵害するものであれば、当該被収容者との関係で」に改め、80頁17行目冒頭から81頁10行目末尾までを「しかしながら、本件事後措置が、東日本センター所長の裁量権の範囲を逸脱し又はその権限を濫用したものと認められないのは前記のとおりであるし、入国警備官A及び本件看守責任者の供述（乙43、44）をみると、未だに本件各不当行為について入国警備官Aに違法行為を行った自覚はなく、本件看守責任者もこれを違法と評価していないことがうかがわれることから、本件事後措置における入国警備官Aを含む看守者への指導が形の上だけでなく十分になされたのか、東日本センターにおいて形の上だけでなく十分な再発防止策が講じられたのかについては疑問なしとしないものの、本件事後措置が不十分であると1審原告が指摘する点に係る東日本センター所長の不作為はいずれも1審原告の具体的な権利を侵害するものとはいえず、本件事後措置が1審原告との関係で国家賠償法上違法となる余地はないから、1審原告の上記主張は失当である。」に改める。

(8) 原判決81頁19行目の「正鵠を射たものとはいえない」を「当たらない」に改め、22行目の「そもそも」から25行目の「上記の観点からは、」までを削り、82頁1行目の「できない」を「できないし、1審原告の身体を侵害する違法行為を行った入国警備官Aの配置換えを行っていない東日本センター所長の不作為が入管法及び処遇規則上適切といえるものか否かの評価は措くとしても、処遇規則41条の2、41条の4の規定が不服の申出に理由ありと判定された不服申立人に当該申立に係る違法行為を行った職員の配置換えを求める権利を付与するものとは解されないから、上記不作為自体が本件不服申出の当事者である1審原告の具体的な権利を侵害するものとは認められない」に改め、14行目の「他方で」から15行目の「含まれる上、」まで及び25行目の「入国警備官ら」から83頁2行目の「また、」までをそれぞれ削る。

2 当審における当事者のその余の主張も、実質的に原審における主張を繰り返すもの又はその前提を欠くものであるなど、前記1の認定判断を左右するに足るも



のとは認められない。

3 以上によれば、1審原告の請求を、22万円及びこれに対する平成31年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容し、その余を棄却した原判決は相当であり、本件各控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官

土田 昭彦

裁判官

大寄 久

裁判官

園部 直子

これは正本である。

令和6年4月11日

東京高等裁判所第16民事部

裁判所書記官 沼田 慎平

